東京電力に関する経営・財務調査委員会の開催について

（平成 23 年 5 月 24 日
閣　議　決　定）

１．趣旨

「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（平成 23 年 5 月 13 日原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定。以下「決定」という。）において、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、「厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること」を確認した上で、政府は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に支援を行うこととした。

これを踏まえ、有識者からなる「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を開催し、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しのため、経営・財務の調査を行い、その調査を政府の東京電力に対する支援に活用するものとする。

２．構成

（１）調査委員会は、企業の財務・経営に関し識見を有する者により構成し、原子力経済被害担当大臣が開催する。

（２）調査委員会の委員長は、原子力経済被害担当大臣が指名する。

（３）調査委員会は、必要に応じ、東京電力の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

（４）調査委員会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

３．関係者の責務

政府は、決定を踏まえ、東京電力に対し、調査委員会による調査に応ずるとともに、資料の提出又は説明の聴取等の要請があった場合には最大限協力するよう求めることとする。

経済産業大臣は、調査委員会からその調査に必要なものとして要請があった場合には、法令に定められた権限に基づき、東京電力に対し、必要な対応をするものとする。

４．運営

調査委員会の庶務は、経済産業省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

５．その他

前各項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

東京電力に関する経営・財務調査委員会　委員名簿

引頭　麻実　　株式会社大和総研執行役員

葛西　敬之　　東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

○下河辺　和彦　弁護士

松村　敏弘　　東京大学社会科学研究所教授

吉川　廣和　　ＤＯＷＡホールディングス株式会社　代表取締役会長

（○：委員長）